

公立大学法人滋賀県立大学一般研究費配分要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人滋賀県立大学一般研究費配分要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、一般研究費の配分の実施に必要な事項を定めるものとする。

(基礎配分額)

第2条 要綱第3条第2項に規定する基礎配分額および同条第4項に規定する配分額は、別表1のとおりとする。

(自己評価表)

第3条 要綱第3条第3項に規定する自己評価表（以下「評価表」という。）は、別に定めるものとする。

(委員会において審議する事項)

第4条 各学部に設置する一般研究費配分評価委員会（以下「委員会」という。）および全学共通教育推進機構長（以下「機構長」という。）は、毎年、教員から提出のあった評価表を精査するものとする。

2 委員会および機構長は、前項の精査の結果を各教員に通知するものとする。この結果に対し、教員から不服申立があった場合は、再度精査し、当該教員に通知するものとする。

(評価表の提出)

第5条 委員会および機構長は、毎年理事長が定める日までに、理事長あて評価表を提出するものとする。

2 評価表の提出がない教員にあっては、基礎配分による額のみ配分するものとする。ただし、配分年度に着任となった教員は、当該年度については評価表の提出を省略することができる。

(評価区分の決定)

第6条 理事長は、前条第1項の規定により提出された評価表の得点（以下「評価点」という。）を以下の算式に当てはめ、学科毎に集計し、評価区分を決定する。

$$\frac{\text{評価点} - \text{最小評価点}}{\text{最大評価点} - \text{最小評価点}} = \text{評価指数}$$

2 評価区分は、評価指数 0.9 以上を A、評価指数 0.1 以上 0.9 未満を B、評価指数 0.1 未満を C とする。

3 本学着任後 3 年に満たない教員については、B 区分とするが、当該教員の評価点が A 区分に相当する場合は、A 区分とする。

4 学科等の構成員が 2 名以下の場合は、B 区分とする。

5 評価表を提出する前年度において、育児休業、介護休業および私傷病による特別休暇等休業または休暇（以下「育児休業等」という。）となった期間があわせて 1 ヶ月以上 6 ヶ月未満となる教員については、B 区分とするが、当該教員の評価表の評価指数が A 区分に相当する場合は、A 区分とする。

6 評価表を提出する前年度において、6 ヶ月以上育児休業等を取得していた教員について

は、評価表の提出を不要とし、B区分とする。

7 理事長が定めた評価表の提出日以後に育児休業等が終了し、職務復帰した場合は、前2項の取扱いに準ずるものとし、職務復帰後の勤務予定月数に応じ、評価配分を行う。

8 A区分は、学科等の構成員の2割以内とする。

(評価配分額の決定)

第7条 理事長は、配分について、第6条の規定により決定した評価区分に基づき評価配分額を決定する。

2 評価配分額は、別表2のとおりとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのないものは、理事長が別に定める。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表1 基礎配分額等（第2条関係）

系別	配分額
実験系	380,000円
非実験系	280,000円
助手	150,000円

別表2 評価配分額（第7条関係）

系別	評価区分	配分額
実験系	A評価(評価指数が0.9以上)	300,000円
	B評価(評価指数が0.1以上0.9未満)	150,000円
	C評価(評価指数が0.1未満)	0円
非実験系	A評価(評価指数が0.9以上)	240,000円
	B評価(評価指数が0.1以上0.9未満)	120,000円
	C評価(評価指数が0.1未満)	0円